会　議　結　果　報　告　書

平成２５年　９月１２日

会議の名称	平成２５年度志木市国民健康保険運営協議会（第１回）
開催日時	平成２５年　８月　８日（木）　１３時３０分～１４時５５分
開催場所	市役所２階　研修室
出席委員	小山博久会長、西川和人委員、細沼明男委員、前野房子委員、湊田文枝委員、金子亮一委員、蓼沼寛委員、大山美香子委員、岩﨑英明委員、相神和子委員、貝瀬美智子委員 （計１１人）
欠席委員	濱野日登志委員 （計　１人）
説明員	（健康づくり支援課） 中村部長、村上課長、的場副課長、清水主幹、渋谷主査 （計　５人）
議題	議　題 (1) 平成２４年度志木市国民健康保険特別会計決算について (2) 平成２５年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（案）について (3) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
結果	議題(1)、(2)、(3)について審議した結果、承認。 （傍聴者　０人）
事務局	中村部長、村上課長、的場副課長、清水主幹、渋谷主査

審議内容の記録（審議経過、結論等）
１　開　会 ２　会長あいさつ ３　議　題 ・審議事項 (1)　平成２４年度志木市国民健康保険特別会計決算について ＜説明＞ 被保険者数等の状況は、２４年度末、１１，９８１世帯で、２３年度末と比較して１０６世帯、０．９％の増である。志木市の総世帯数３１，３４６世帯に対する加入世帯割合は、３８．２％である。 被保険者数は、２０，５９２人で、２３年度末と比較して２１人、０．１％の減であり、平成２０年度以降ほぼ横ばいの状況が続いている。そのうち、６５歳から７４歳までの前期高齢者は６，７７１人で、２３年度末と比較して２７３人の増であるが、一般被保険者の３４．２％を占めており、３人に１人は前期高齢者という状況である。 全体の被保険者数の、志木市の総人口に占める割合は２８．５％で、２３年度末と比較して０．３ポイント減少している。事由別の異動状況は、資格取得では社会保険離脱が多く、資格喪失では社会保険加入が多い。１８年度以降、社会保険から国保になった人数が、国保から社会保険になった人数を上回る状況が続いている。 財政状況であるが、歳入総額は、８１億４，１１６万６，９４０円で、歳出総額は、７６億１，７２８万２，５０２円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、５億２，３８８万４，４３８円となった。形式収支の額は、２３年度と比較して、およそ１億１００万円の増加となったが、主な増加の要因は、歳入のうち基金からの繰入金を、およそ６億５００万円、２３年度と比較しておよそ１億２，５００万円増加して、取り崩したことなどによるものである。 実質的な収支というのは、国保独自のその年だけの収入支出で比べた実際の収支で、２４年度はおよそマイナス２億１，３００万円となり、２年連続の赤字となった。赤字となった主な要因は、歳入の基幹となる保険税収入について、２４年度分の収納率は２３年度と同じ９０％を維持したものの、加入者の高齢化などにより一人当たりの調定額が減少したことなどに伴い、保険税収入が減少する一方、保険給付費、後期高齢者支援金などの支出が増加したことによるものである。平成２４年度年度末基金残高は、２億８，３１３万２，８９３円となっており、２３年度末と比較して、およそ３億１，５００万円の減となり、厳しい財政状況となっている。 国保被保険者の医療費（費用額）は、５７億１５２万１，６１０円で、２３年度の５５億７９５万９，９０９円と比較して、１億９，３５６万１，７０１円、３．５％増加して

いる。全体の被保険者数は、ここ数年横ばいで推移しているが、一人当たりの医療費の増加に伴い、医療費合計は大きく増加している状況である。一人当たりの医療費は、一般被保険者が２７４，２５０円（２３年度より１１，３９７円、４．３％の増）となっている。

療養の給付費の内訳では、食事療養費を除くすべての項目で増加傾向となっている。特に、「入院」に関しては、２４年度はおよそ１９億７，７００万円であるが、２０年度と比べると、２０．５％増である。

療養の給付費全体でも、増加傾向にあり、平成２４年度はおよそ５５億７，８００万円で、２３年度のおよそ５３億８，７００万円と比較して、およそ１億９，０００万円、３．５％の増となっている。高額療養費は、一般と退職被保険者の合計で、およそ５億７６万円となり、２３年度と比較しておよそ５，８００万円、１３．１％の増となった。

保険税の２４年度現年度分調定額は、およそ２０億２００万円で、２３年度と比較して、およそ３，０００万円、１．５％の減となった。収納額は、およそ１８億３００万円で、２３年度と比較して、およそ２，７００万円、１．５％の減となった。

２４年度の現年度分収納率は、２３年度と同率の９０．０％となり、収納率は、毎年、県平均を上回っている。

保健事業の人間ドック事業は、２４年度１，５５３人が受診し、２３年度と比較して５６人、３．７％増加した。人間ドック受診者は年々増加しており、特定健診が義務化された平成２０年度と比較すると、およそ２．７倍増加している状況である。

年齢別では、最も受診者が多いのが６０～６９歳で、次いで、７０歳以上の高齢者、働き盛りの５０～５９歳、４０～４９歳の順となっている。

メタボリックシンドロームに着目した特定保健指導の対象者を選別する特定健診は、平成２５年６月２７日現在、実施率が３５．３％となり、前年度に比べて、０．５ポイント増加している。本市では、初めて３５％を超え、埼玉県内の市平均の特定健診受診率も上回っている。一方、特定保健指導については、実施率が２０．５％となり、現時点で、２３年度と比較して、０．２ポイント減少している。

保養施設利用補助は、１，３８２人の利用があり、２３年度と比較して、およそ２４．６％増となった。平成２４年度から新規事業として始めた特定健診受診勧奨（宿泊）補助事業は、特定健診受診者に１泊分の追加補助をするもので、初年度の利用者は４０７人となった。

国保は、被保険者の疾病、負傷に関し、必要な医療の給付を行うことを主目的としているが、あわせて、この医療の給付の対象となる保険事故の発生を未然に防止し、あるいは疾病を早期に発見して重症化を防止する措置を講じる等、衛生・保健向上を図る事業を行っており、これらの活動を保健事業と定義している。これらの活動を積極的に進めることで、健康を増進し、結果として医療費の適正化につなげていきたい。

＜質疑応答＞

委員）不能欠損はどういう状態になった時になるのか。

説明員）すでに調定された歳入で徴収ができないと認定されたものが不能欠損となる。具体的には、地方税法上の５年間の時効が完成したときなど、実質的に徴収ができなくなったものについて、不能欠損とするものである。２４年度不能欠損額は、２３年度と比較して、およそ２７０万円の減となった。

委員）収納率等の状況はどうなっているのか。

説明員）現年度の収納率は、２３年度と同じ９０％となったが、滞納繰越分の収納率は、１４．９８％となり、２３年度と比べて、０．２４ポイントの減となった。不能欠損額は、２３年度と比較して、およそ２７０万円、４．４％の減となった。

未納の方に対しては、さまざまな機会をとらえて、納付の相談に応じているところだが、引き続き、税負担の公平性の確保を図っていきたい。

委員）２４年度の実質的な収支は、およそ２億１，０００万円の赤字ということだが、財政的にはどのように考えればいいのか？

説明員）２４年度決算終了後の保険給付費支払基金残高は、およそ５億２，０００万円になるが、実質的な収支は、２４年度の状況が続いた場合、一年間におよそ２億１，０００万円ずつ赤字が発生することを表している。

今後の財政の流れとしては、形式収支のおよそ５億２，０００万円を一度基金に繰り入れる。年度末までの国の補助金の返還金が１億円程度あるので、残りの４億２，０００万円程度で、２５年度の運営をすることになる。

医療費が伸びれば、基金が少なくなってくる。さらに、２６年度の予算を編成する際に、基金を取り崩すことになるが、２５年度は、基金を全て取り崩しても足りなかったことから、一般会計からの繰入金およそ３億８，０００万円を繰り入れて対応した。この一般会計からの繰入金は被保険者一人当たりおよそ１万８，０００円になる。

委員）人間ドックは基本的には医療費を抑制するための事業だと思うが、状況はどうか？

説明員）人間ドックと特定健診ともに、受診者数は年々増えている。健診の受診勧奨を行う際に、全体の医療費についての状況も説明し、理解を求めている。また、２４年度からは特に働き盛りの世代の受診者を増やすために、特定健診の４０歳代無料クーポン券事業を実施しているところである。今後も、重症化予防に重点をおいて、受診勧奨を行い、医療費の削減につなげていきたいと考えている。

＜結論＞

了承。

(2)　平成２５年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）（案）について

＜説明＞

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ５億０，０５５万６，０００円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ８３億１，１４７万６千円とするものである。

歳入の３款１項１目）療養給付費等負担金は、前期高齢者交付金等の確定に伴い補正するものである。具体的には、歳入の５款）前期高齢者交付金の減額補正に伴い、一般被保険者の給付費分は６５万６，０００円の増、また、歳出における支援金・拠出金等の支払い金額の確定に伴い、後期高齢者支援金分が１３１万７，０００円、老人保健拠出金分は３２，０００円、介護納付金分は５８万５，０００円の減となり、これらの増減要因をあわせて、療養給付費等国庫負担金全体で１２７万８，０００円の減額補正をするものである。

５款）前期高齢者交付金は、２５年度概算交付分と２３年度の交付額の確定により減額補正するものである。１０款）繰越金は、２４年度からの繰越額の確定によるものである。

歳出の２款）保険給付費は、歳入の国庫負担金及び前期高齢者交付金の補正に伴い、財源振替のための補正をするものである。３款）後期高齢者支援金、４款）前期高齢者納付金、５款）老人保健拠出金、６款）介護納付金、７款）共同安定化事業拠出金は、請求金額の確定に伴い、当初予算額との差を補正するものである。

１１款１項３目）償還金は、退職被保険者の保険給付費について、社会保険診療報酬支払基金に対する償還金を計上するものである。

９款）基金積立金は、今回の補正で生じた残金を基金に積むこととし、補正後の基金残高の見込み額は、４億９，７９４万９，８９３円になる。

＜質疑応答＞

委員）歳入の国庫負担金は、３万２，０００円減額補正をしているが、３万２，０００円程度でも補正をするものなのか？

説明員）今回の補正は、歳出科目の補正と連動して財源振替をしたものである。具体的には、歳出の５款）老人保健拠出金の請求額が確定し、平成２５年度は志木市から拠出金を支払う必要がなくなったことに伴い、国からの療養給付費負担金も３万２，０００円少なくなることが確定したため、財源の整理をしたものである。

＜結論＞

了承。

(3)　志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

＜説明＞

今回の条例改正は、「金融所得課税の一体化に伴う課税対象所得の範囲の見直し」と「東

日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡に係る特例の見直し」の２点を予定している。

１点目の、「金融所得課税の一体化に伴う課税対象所得の範囲の見直し」については、地方税法の一部改正に伴い、課税対象となる所得の範囲を、市県民税や所得税に準ずる形で改める必要が生じたため改正するものである。具体的には、公社債等の利子および譲渡損益が、上場株式等と同じように国保の課税対象となる損益通算しての申告分離課税（５％）に見直されたものである。その他、地方税法の引用部分の改正に伴い規定の整備を行うもので、平成２９年１月１日から施行されるものである。

２点目の、「東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡に係る特例の見直し」については、東日本大震災により、居住用家屋が滅失等してしまい、住むことができなくなってしまった方が、土地を譲渡した場合における譲渡所得の特例措置を、その土地の所有者だけではなく、その相続人についても対象を拡大するというもので、平成２６年１月１日から施行するものである。

＜質疑応答＞

なし

＜結論＞

了承。

(4)　その他

・次回の協議会は、１２月議会に上程する補正予算などの議案がある場合は、１１月上旬に協議会を開催し、議案がない場合は、１月下旬に協議会を開催する予定である。